

騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定 及び規制基準の設定

最終改正 平成 17 年 3 月 29 日 告示第 120 号

〔平成 10 年 3 月 13 日
告示第 62 号〕

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号。以下の「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域、同法第 4 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）別表第 1 号に規定する区域、並びに騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成 12 年総理府令第 15 号）備考に規定する区域を次のとおり指定し、又は定め、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

関係図面は、豊田市環境保全課において一般の縦覧に供する。

（騒音規制地域及び区域の区分）

- 1 法第 3 条第 1 項に規定する特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（以下「指定地域」という。）は、豊田市全域とし、区域の区分は次のとおりとする。ただし、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域及び同法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定により指定された都市計画区域以外の地域を除く。

区域の区分	指 定 地 域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
第 2 種区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
第 4 種区域	工業地域

備考

この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域とは、同法第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により指定された地域であって同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

（特定工場等において発生する騒音の規制基準）

- 2 法第 4 条第 1 項の規定する指定地域内における特定工場等において発生する騒音の規制基準を次のように定める。

単位：デシベル

時間区分 区域の区分	昼 間	朝	夕	夜 間
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 9 時から翌日 の午前 6 時まで
第 1 種区域	45	40		40
第 2 種区域	50	45		40
第 3 種区域	60	55		50
第 4 種区域	65	60		55

備考

第 3 種区域内(近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の各地域内においては、昼間、朝、夕及び夜間のうち午後 9 時から午後 10 時までの時間区分、都市計画区域で用途地域の定められていない地域においては夕のうち午後 6 時から午後 7 時まで及び夜間のうち午後 9 時から午後 10 時までの時間区分を除く。)に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 7 条に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号) 第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準値は、上の表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

(特定建設作業の騒音規制に関する区域)

3 特定建設作業に伴って発生する騒音の基準に係る基準別表第 1 号に該当する地域は、第 1 項に規定する区域のうち次に掲げる区域とする。

(1) 第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域

(2) 第 4 種区域に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域

(自動車騒音の限度に関する区域の区分)

4 自動車騒音の限度にかかる騒音の規制基準に定める区域の区分を次のとおり指定する。

a 区域、b 区域、c 区域の区分は、次のとおりとする。

a 区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
b 区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考

この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域とは、同法第5条第1項、第2項又は第4項の規定により指定された区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

前 文(抄)(平成12年3月17日告示第76号)
平成12年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成13年3月16日告示第102号)
告示の日から施行する。

前 文(抄)(平成17年3月29日告示第120号)
平成17年4月1日から施行する。